

宗農委公第 11 号

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成24年 2月 2日開催、即日閉会の農業委員会の会議議事録を次により縦覧に供する。

平成24年 2月20日

七宗町農業委員会  
会長 井戸敬二

## 1 縦覧の場所

七宗町役場	七宗町上麻生2442番地3
七宗町役場神淵支所	七宗町神淵4525番地4
七宗町ホームページ	

## 2 縦覧期間

自	平成24年 2月20日
至	平成24年 3月 4日

平成 23 年度

第 6 回 七宗町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成24年 2月 2日(木) 午後 1時28分～ 2時45分

2. 開催場所 七宗町役場 2階 南会議室

3. 農業委員(出席・14名)

会 長	14番	井 戸 敬 二		
職務代理者	17番	後 藤 雅 和		
委 員	1番	中 島 六 八	2番	亀 山 忠 夫
	3番	上 野 竜 司	4番	福 井 功
	6番	加 納 洋 治	7番	塚 本 虎之助
	8番	中 島 博 二	9番	神 戸 岩 夫
	10番	後 藤 洋 治	11番	渡 邊 仁 平
	12番	馬 場 一 重	15番	福 井 徳 一

農業委員(欠席・3名)

委 員	5番	亀 山 元 夫	13番	岩 田 利 美
	16番	山 岡 洋 子		

4. 協議事項

議第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について  
(承認)

～農業経営基盤強化促進法により～

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について  
(許可)又は(承認)

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
(承認)

議第4号 農業委員会選挙人名簿について  
(承認)

議第5号 農業委員会の適正な事務実施について  
(承認)

議第6号 農地の賃借料情報について  
(報告)

議第7号 農業生産法人の報告等について  
(報告)

5. 関係団体・オブザーバー (出席・ 3名)

岐阜県 可茂農林事務所 農業普及課 神野浩司  
(技術課長補佐・七宗町担当普及員)

めぐみの農業協同組合 上麻生支店 今井幸夫 (支店長)

めぐみの農業協同組合 神淵支店 水川篤司 (支店長)

関係団体・オブザーバー (欠席・ 無 )

6. 事務局職員 (出席・ 3名)

事務局長 長谷川 和 彦 (農林建設課 課長)

書記 亀山 一 美 (農林建設課 農務係主査)

可児 義 昌 (農林建設課 課長補佐兼農務係長)

事務局職員 (欠席・ 無 )

平成 23 年度

第 6 回 農業委員会総会

事務局長  
(長谷川和彦)

皆さん、改めましてこんにちは。

(一 同)

(こんにちは。)

事務局長

定刻の時間よりも少し早いようですが、皆さんお揃いですので、只今より、「平成23年度 第6回 農業委員会総会」を始めさせていただきます。開会にあたりまして、会長より一言ご挨拶を頂きます。会長、宜しくお願い致します。

会 長  
(井戸敬二)

皆さん、こんにちは。

(一 同)

(こんにちは。)

会 長

委員各位におかれましては、何かとご多忙の中、また寒さ厳しき折、ご出席を賜りまして誠に有り難うございます。  
暦のうえでは、既に2月に入っておりますが本年も何卒宜しくお願いを致します。

さて、日本国内は、昨年3月11日に発生を致しました「東北大震災」を初めとして「歴史的な円高」また「タイにおける洪水」また「欧州の金融危機」などが重なり何重苦の非常に厳しい状態となっております。

更には、「農業関係団体」や「医療団体」などを中心に「反対運動」もなされました「TPP」への玉虫色の参加表明に加え、「東北復興」に係る「増税」の問題、「消費税の増税」の問題など国論を二分する難問が幾多にも発生を致しております。

本年は、少しでもこれら日本に降りかかる諸問題から脱し、また無事に解決し明るい年となる事を切に願いたいと思っております。

次に農政の大改革についてお伝えを致したいと思います。

昨年からの「農業者戸別所得補償制度」の本格実施に併せ「耕作放棄地」の問題、そして「担い手」の対策、「新規就農者」の確保など、農政の各諸問題の解決と諸政策への円滑なる取り組みや活動に向け、「国」、特に政権与党「民主党」によりますが「大きな舵取り」がなされました。

ご承知のとおり本町は、近隣の1市6町1村と関係機関などと協調し「みのかも地域水田農業推進協議会」を組織「米の生産調整」いわゆる「転作」を広域的に取り組んで参りましたが、今回の「新たな指針」では、既存の協議会を発展的解消、組織再編し、今まで以上に「より地域に根ざし組織」として市町村毎に「農業再生協議会」を設立する事が必要となり準備しておりますが、「国会」における審議が継続的な事もあり、まだまだ未確定、不安要素な情報もありますので、今後とも「東海農政局」や「岐阜県」など関係上級機関の指導を仰ぎつつ事業に取り組む必要があろうと思っております。

会 長

今後、「七宗町農業再生協議会」として的確かつ適切な地域農業を推進するには、既存事業とともに「地域農業マスタープラン」など新たな事業にも複数取組む必要があります。

今後の実現と実行には、「農事改良組合」などの集落として、また農業者個々の方としての更なる協力が不可欠となりますので、地域農業の引率者であります委員各位にも格段のご理解と御協力を御願い致します。

また、JA両支店長さんにおかれましては、JAとして事業協力及び事務局への職員参加などありますが、重ねてご理解と御協力を御願いし、神野普及員さんにおかれましては、指導・監督機関としての適切なるご助言をお願い致します。

次に「農業委員会活動」についてのお願いを致します。

平成21年の「農地法」の改正、また昨年来の「国」の事業見直しにより「有識者」からの厳しい注文により「農業委員会」に対し求められる事柄が非常に多岐にわたり高度化を致しております。

就任来の度重なる「研修会」もその一環であります。通常業務の「農地法」に係る申請書類及び現地調査や「農地パトロール」などに加え、「農地利用状況調査」などの新たな事務の増加と履行責任が強く求められるようになりました。

今後とも更なる活動強化が強く求められる事が想定されますので委員各位には、尚一層のご理解と御協力を御願い致します。

本日も「七宗町農業委員会」として「岐阜県農業会議」より講師をお招きし「農業者年金」に係る研修会を開催致します。

また、2月、今月の13日に「平成23年度農業担い手研究大会」についても、既に周知をしておりますが、是非とも委員全員の方のご参加を賜りますよう重ねてお願いを致します。

それでは、最後に本日も提出されます審議に慎重なるご審議をお願い致しまして、挨拶に代えさせていただきます。

何卒、宜しくお願い致します。

事務局長

有り難うございました。  
それでは、これより「農業委員会憲章」を出席者全員の方により朗読  
致します。  
総会資料3頁若しくは、正面のスクリーンをご覧ください。

(一 同)

七宗町農業委員会憲章（朗読）

1. 農業委員会は、  
農業・農業者の代表として、  
誇りと責任のある行動に努めます。
1. 農業委員会は、  
農用地の確保と有効利用を進め、  
法令に基づく適正な農地行政に努めます。
1. 農業委員会は、  
農地銀行活動を確立し、  
農用地の流動化と集団化の促進に努めます。
1. 農業委員会は、  
産業としての農業を確立するため、  
担い手の育成と後継者の確保に努めます。
1. 農業委員会は、  
活力ある農業・農村を築くため、  
構造政策と地域活性化の推進に努めます。
1. 農業委員会は、  
農業経営と暮らしの発展のため、  
情報の収集・提供活動に努めます。
1. 農業委員会は、  
農業者の期待と信頼に応え  
新時代をひらく農政の確立に努めます。

事務局長

有り難うございました。  
次に、「農業委員会等に関する法律第21条3項」の規程による資格審  
査報告を致します。  
本日の農業委員会は、委員17名中、

5番委員 亀山 元夫さん 13番委員 岩田 利美さん

16番委員 山岡 洋子さん

以上3名の欠席です。

従いまして、14名の出席を賜り、過半数の出席を超えております。  
ここに総会が成立する事を報告致します。  
これより進行を会長に移しますので宜しくお願い致します。



事務局  
(可児義昌)

本件、「議第1号1番」及び「2番」につきましては、個々に農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると確認し、併せて地元農業委員さん立ち会いの下、現地確認を実施しております。

それでは、正面のスクリーンをご覧ください。

写真の撮影方向につきましては、地図の矢印の方向となります。

「1番」につきましては、

続きまして、「2番」につきましても、

以上でございます。

会長

はい、有り難うございました。

それでは只今事務局より朗読と説明のありました「議第1号」につきまして、「1番」から順に地元農業委員さんの補足説明とご意見を頂き個々に審議を致します。

初めに「議第1号1番」につきまして、地元農業委員さんの補足説明とご意見を頂きたいと思っておりますので、地区担当の委員さん宜しくお願いを致します。

農業委員

( )

でございますが、

どうか、宜しくお願いします。

会長

はい、有り難うございました。

それでは、これより質疑に入ります。

意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。

(一同)

(異議無し)

会長

宜しいでしょうか。

(一同)

(異議無し)

会長

はい、それでは、「議第1号1番」につきまして採決を致します。

原案のとおり「承認」する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会長

はい、有り難うございました。

全員の方の賛成を頂きましたので、「議第1号1番」につきましては、原案のとおり「承認」する事と致します。



事務局  
(可児義昌)

番号 1

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

計 田筆 ( m<sup>2</sup>)  
畑筆 ( m<sup>2</sup>)  
合計 ( m<sup>2</sup>)

譲渡人氏名 ( )  
住所 ( )

譲受人氏名 ( )  
住所 ( )

申請事由 譲渡人 ( )  
譲受人 ( )

番号 2

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

譲渡人氏名 ( ) 住所 ( )  
譲受人氏名 ( ) 住所 ( )

申請事由 ( )

番号 3

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

譲渡人氏名 ( ) 住所 ( )  
譲受人氏名 ( ) 住所 ( )

申請事由 ( )

事務局  
(可児義昌)

本件「議第2号1番」から「3番」につきましては、申請書における書類審査及び地元農業委員さん立ち会いの下、現地確認を実施しております。

総会資料10頁から15頁に記載のとおり「農地法第3条第2項」の各号に該当しない旨を確認し「許可要件」を満たすと考えます。

それでは、総会資料と併せまして正面のスクリーンをご覧ください。地図の矢印が写真の撮影方向となります。

「1番」につきましては、

次に「2番」及び「3番」につきましては

会長

はい、有り難うございました。

それでは、只今事務局より朗読と説明のありました「議第2号」につきまして、「1番」から順に地元農業委員さんの補足説明とご意見を頂き個々に審議を致します。

初めに「議第2号1番」につきまして、地区担当の委員さん宜しくお願いを致します。

農業委員

はい、でございます。

会長

はい、有り難うございました。

それでは、これより質疑に入ります。  
意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。

「異議無し」

会長

宜しいでしょうか。

それでは、「議第2号1番」につきまして採決を致します。

会 長 それでは、改めまして原案のとおり「承認」する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会 長 はい、有り難うございました。  
委員全員の方の賛成を頂きました。  
よって「議第2号1番」につきましては、原案のとおり「承認」する事と致します。

続きまして「議第2号2番」につきまして、地元農業委員さんの補足説明とご意見を頂きたいと思しますので、          地区担当の      委員さん宜しくお願いを致します。

農業委員 (            ) はい、      でございます。

会 長 はい、有り難うございました。  
それでは、只今の「議第2号2番」につきましてご質問等ありましたら、挙手にてお願いを致します。

「異議無し」

会 長 宜しいでしょうか。  
それでは、「議第2号2番」につきまして採決を致します。  
原案のとおり「許可」する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会 長 はい、有り難うございました。  
委員全員の方の賛成を頂きましたので、「議第2号2番」につきましては、原案のとおり「許可」する事と致します。

続きまして「議第2号3番」につきまして、          地元農業委員さんの補足説明とご意見を頂きたいと思しますので、          地区担当の      委員さん宜しくお願い致します。

農業委員 (            )

会 長 はい、すいません。

          「議第2号3番」につきまして、またご意見等ありましたら挙手にてお願いを致します。

「異議無し」

会 長

それでは、採決をさせていただきます。  
「議第2号3番」につきまして、原案のとおり「許可」する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長

はい、有り難うございます。  
それでは、全員の方の賛成を頂きましたので、「議第2号3番」につきまして、原案のとおり「許可」する事と致します。

これにて、「議第2号」に係る案件につきましては、全て「承認」及び「許可」を頂きました。

よって、

それでは、続きまして、「議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議第とし、事務局に議案の朗読と説明を求めます。

なお、「議第3号」につきましては、  
「農業委員会等に関する法律第24条」の規定による議事参与の制限により当該事案審議開始から終了するまでの間の退室をお願いし審議終了後に入室を頂きます。

事務局  
(亀山一美)

すいません、お願いします。

農業委員  
( )

すいません、宜しくご審議の程お願いします。

「 退室」

事務局  
(可児義昌)

はい、それでは「議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」議案の朗読と説明を致します。  
本件の申請は、5件であります。

番号1

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup> )

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( ) 番地  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup> )

計 筆 ( m<sup>2</sup> )

譲渡人氏名 ( ) 住所 ( )  
譲受人氏名 ( ) 住所 ( )

転用理由 ( )

番号2

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

譲渡人氏名 ( ) 住所 ( )  
譲受人氏名 ( ) 住所 ( )

転用理由 ( )

番号3

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

貸付人氏名 ( ) 住所 ( )

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

貸付人氏名 ( )  
住所 ( )

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

貸付人氏名 ( ) 住所 ( )

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

貸付人氏名 ( ) 住所 ( )

借受人氏名 ( ) 住所 ( )

計 田 筆 ( m<sup>2</sup>)  
計 畑 筆 ( m<sup>2</sup>)  
合計 ( m<sup>2</sup>)

転用理由 ( )

( )  
( )

事務局  
(可児義昌)

番号4

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

譲渡人氏名 ( ) 住所 ( )  
譲受人氏名 ( ) 住所 ( )

転用理由 ( )

番号5

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

計 田 筆 ( m<sup>2</sup>)  
計 畑 筆 ( m<sup>2</sup>)  
合計 ( m<sup>2</sup>)

譲渡人氏名 ( ) 住所 ( )  
譲受人氏名 ( ) 住所 ( )

転用理由 ( )

番号6

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

大字 ( ) 字 ( ) 地番 ( )  
地目 登記簿 ( ) 現況 ( ) 面積 ( m<sup>2</sup>)

計 畑 筆 ( m<sup>2</sup>)

貸付人氏名 ( ) 住所 ( )  
借受人氏名 ( ) 住所 ( )

転用理由 ( )

本件「議第3号1番」から「6番」につきましては、申請書における書類審査及び地元農業委員さん立ち会いの下、現地確認を実施しております。

( )

事務局  
(可児義昌)

また、「3番」

なお、「4番」

それでは、正面のスクリーンをご覧ください。  
写真の撮影方向は、地図の矢印の方角からとなります。

「1番」

次に「2番」

次に「3番」

次に「4番」

次に「5番」

次に「6番」

以上です。

会長

はい、有り難うございました。  
それでは、「議第3号1番」について、つきまして、地元農業委員さんの補足説明とご意見を頂きたいと思います。

農業委員  
( )

[Redacted]

会 長

はい、有り難うございました。  
それでは、これより審議に入ります。  
質問や意見のある方は、挙手にてお願いを致します。

「異議無し」

会 長

宜しいでしょうか。  
それでは、「議第3号1番」につきまして採決を致します。  
原案のとおり「承認」する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会 長

はい、有り難うございました。  
全員の方の賛成を頂きましたので、「議第3号1番」につきましては、  
原案のとおり「承認」する事と致します。

それでは、ここで、 委員さんに入室頂き着席を頂きます。

事務局  
(亀山一美)

すいませんでした、何卒お入りください。

「 入室」

会 長

それでは、続いて「議第3号2番」につきまして、 地区担当の  
委員さん宜しくお願いを致します。

農業委員  
( )

地区担当の でございます。  
[Redacted]

会 長

会 長

はい、有り難うございました。  
それでは、これより質疑に入ります。  
意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。

「異議無し」



事務局  
(亀山一美)

丁度、色のついている所ですね、分かりにくいかもしれませんが、非常に広い土地になります。

[Redacted]

会長

宜しいでしょうか。  
それでは、「議第3号3番」につきまして採決を致します。  
原案のとおり「承認」する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会長

はい、有り難うございました。  
全員の方の賛成を頂きましたので、「議第3号3番」につきましては、原案のとおり「承認」する事と致します。

次に「議第3号4番」につきまして、[Redacted]地区担当の[Redacted]委員さん宜しくお願いを致します。

農業委員  
([Redacted])

はい、[Redacted]でございます。

[Redacted]

会長

はい、有り難うございました。  
それでは、これより質疑に入ります。  
意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。

「異議無し」

会長

宜しいでしょうか。  
それでは、「議第3号4番」につきまして採決を致します。  
原案のとおり「承認」する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会長

はい、有り難うございました。





事務局  
(可児義昌)

事務局においては、提出期限であります1月10日までに提出をされました「申請書」を定められた手順により審査をおこないまして、「七宗町選挙管理委員会」へ「農業委員会委員(被)選挙権者一覧表」として1月末日までに提出をする必要があります。

また、提出に際しては、農業委員会での確認などをお願いする必要があるのですが、先程も説明しましたとおり1月末日までの提出が定められております事と、総会の開催時期との関係によりまして、会長の専決にておこない、委員各位への確認と承認が前後し報告が遅れます事は、ご容赦願いたいと思います。

これより「選挙管理委員会」へ提出を致しました「農業委員会委員(被)選挙権者一覧表」の控えを回覧致しますので順次ご覧頂きご確認願います。

会長

はい、有り難うございました。

それでは、一寸順次ご確認賜りましてから、質疑に入りたいと思いますので宜しくお願いします。

「農業委員会委員(被)選挙権者一覧表」 回覧

農業委員  
( )

農業従事数は、「0」でも良い。

事務局  
(亀山一美)

世帯主、農業経営者の方は、「0」でも良いです。

但し、本来「0」というのは有り得ません。

世帯主の方は、農地を管理する事が義務付けられて、定められておりますので本来「0」というのは、おかしいです。

仮に「0」と書かれても資格が発生をし、それ以外家族の方は、奥さんとか子供さんについては、二十歳以上で農業従事数「60日」以上無いと駄目です。

農業委員  
( )

この赤い字は、認定しておる日にちだと。

事務局  
(亀山一美)

はい、そうです。

農業委員  
( )

30分でも良い。

農業委員  
( )

そら、一回畑に行けば1日やろ。

農業委員  
( )

1日とは。

事務局  
(亀山一美)

はい、8時から5時までですね。

農業委員  
( )

1時間なら1時間と。

事務局  
(亀山一美)

はい、30分は、30分、1時間なら1時間と。  
「0」という方もみえますが、中には「3百6拾何日」という方もおみえになります。

農業委員  
(XXXXXXXXXX)

その辺の事が分からんやないかな。

事務局  
(亀山一美)

「登載申請書」の案内には、説明を付けてありますが、日常、通常の範囲で考えて頂ければと思います。

会長

はい、それでは、只今それぞれにご確認を頂きましたが、あまり時間的に制約がありまして何かご質問等あれば、ございましたら、宜しくお願いをします。

「異議無し」

会長

宜しいでしょうか。  
それでは、「議第4号」につきまして採決を致します。  
原案のとおり「承認」する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会長

はい、有り難うございました。  
全員の方の賛成を頂きましたので、「議第4号」につきましては、原案のとおり「承認」する事と致します。

続きまして、「議第5号 農業委員会の適正な事務実施について」を議第とし、事務局に説明を求めます。

事務局  
(可児義昌)

はい、それでは「議第5号 農業委員会の適正な事務実施について」説明を致します。

資料につきまして、お手元にホチキス止めで縦長のやつが9頁の物と もう一つありますが、「別紙第1様式」「別紙第2」と書いてある紙があると思いますが、それで説明をさせていただきます。

これは、冒頭の会長挨拶の中でも有りましたとおり、平成21年の「農地法」の改正などにより始められました事業であり今後とも継続を致します。

「農業委員会の適正な事務実施」として年度末に次の年度の「事業計画(案)」を立案して、年度当初に「事業計画」として履行及び報告とし、年度末に「点検及び評価(案)」を作製して、新年度「点検・評価」として報告を致します。

また、「立案」、「履行」などの際にはそれぞれに農業委員会に諮り、かつ農業委員会のホームページなどを活用し広く住民の意見を反映させる計画などにする必要があります。

今回の審議の後も、上級機関の指導等を受け適宜補正等を加え所定の事務を進めます。

事務局  
(可児義昌)

今回の総会には、平成23年度の「点検及び評価(案)」及び平成24年度の「事業計画(案)」をご審議頂きます。  
また、次回4月の総会におきましても当該年度の「事業計画」また「点検評価」として改めてご意見を伺いますので、宜しくお願いします。  
以上です。

会長

はい、有り難うございました。  
それでは、これより質疑に入ります。  
意見や質問のある方は、挙手にてお願いを致します。

農業委員  
(XXXXXXXXXX)

今、良く分からなかったのですが今日資料を出して4月にもやっていると。

事務局  
(亀山一美)

はい、今日は1回目(案)と致しまして、掲示をさせて頂いております。  
それぞれに平成23年度の「点検及び評価(案)」及び平成24年度の「事業計画(案)」としておりますが、今回ご意見を頂き、その後、3月末日を基準として必要な修正などを加えまして、その後には所定の事務と致しまして、「農業委員会」のホームページを活用しまして、1ヶ月間広く縦覧などをする事が義務付けられております。  
平成24年度の4月初旬に開催を予定します「第1回総会」の折りにそれぞれに改めて報告しご審議を頂きたいと考えております。

農業委員  
(XXXXXXXXXX)

これは、(案)という事で。4月以降に決定をするという事で。

事務局  
(亀山一美)

はい。

農業委員  
(XXXXXXXXXX)

内容の説明は、無いのかね。

事務局  
(亀山一美)

はい、では簡単に説明をさせて頂きます。  
23年度の「別紙様式1」をご覧ください。  
「1 法令に関する点検」から順に、総会の開催について周知や議事録、その公表、農地法の処理取扱い件数、処理方法、農転を含めてですが、後程致しますが、「農業生産法人」からの報告、遊休農地等に関する事、これは、皆さんに御協力を頂きました「農地パトロール」や「農地利用状況調査」などになります。  
また、担い手に関する事、但し、七宗町については、残念ながら「担い手」の方がおみえになりませんので、記載は有りません。  
また、該当しない項目について同様に記載してないものもございます。  
そして、最後に「違反転用」に関する事などです。  
今日も有りましたが、「農地法」の「第4条」「第5条」などについて「始末書」の付いた物は、ここでは該当しませんので宜しくお願いします。  
次に24年度「別紙様式2」をご覧ください。  
今説明した事柄を年度当初までに計画として記載をしております。  
それぞれに、今後農業者等の意見をお聞きし適宜修正を致します。

会 長

その他は、ございませんでしょうか。

農業委員

一寸、いい。

( )

会 長

はい。

農業委員

あの「農業委員会」が刷ったやつやと、地目によく「山」というのが出てくるけども、今管内の農地面積「225」と書いてございますけども、どのような数字でこれは。

( )

事務局

これは、「グリーンブック」といわれます、「国」の「農水省」の定めております統計データより活用しております。

(亀山一美)

会 長

他は、宜しいでしょうか。

農業委員

すいません。

( )

「違反転用」でここで受け付けたのと違うというけども、「違反転用」というのは、どの程度の事を言うの。

事務局

「違反転用」とは、本来では「農地法」の許可を得ずにされたものは、本来全てとなりますが、ここの書類上で言う、「違反転用」とは、「農地法」に係る審議に係らず、こちらから「現状復旧」等の指導等をしたものになります。

(亀山一美)

農業委員

例えば、「基盤整備」した物に何かを造る場合には。

( )

事務局

それは、「違反転用」になります。

原則「現状復旧」になりますので、ご注意ください。

(亀山一美)

建物は、建てればそれは撤去になりますし、埋立てなどすればその土等は、除去して頂きます。

農業委員

「農業用倉庫」は。

( )

事務局

「農業倉庫」につきましては、200㎡未満でしたら「許可」は要りません。

(亀山一美)

但し、報告をお願いしております。

七宗町は、「許可」的なものは、要りませんが、市町村によっては、「許可」制となっております。

但し、気をつけて頂きたいのが「農業倉庫」と言いながら、車が入っている場合に、農業に使う「軽トラ」などなら良いですが、普通に使う「乗用車」等の場合、「自転車」の場合等には、普通に「車庫」となりますので、「農業倉庫」と認められませんのでご注意ください。

会 長

その他は、宜しいでしょうか。

「異議無し」

会 長

それでは、「議第5号」につきまして採決を致します。  
原案のとおり「承認」する事に賛成の委員さんは、挙手をお願い致します。

「全員挙手」

会 長

はい、有り難うございました。  
全員の方の賛成を頂きましたので、「議第5号」につきましては、原案のとおり「承認」する事と致します。  
今後事務局において適正な処理をするよう指示を致します。

続きまして、「議第6号 農地の賃借料情報について」を議第とし、事務局に説明を求めます。

事務局  
(可児義昌)

はい、それでは「議第6号 農地の賃借料情報について」説明致します。

これは、資料24頁ですが、資料にも有りますとおり平成21年の「農地法」の改正などにより「標準小作料」が廃止され「各農業委員会」が情報提供をする事となったものであります。

なお、七宗町におきましては金銭の伴わない「使用貸借」のみですので、県の指導等により岐阜県内の平均賃借料水準の情報も併せて提供しております。

なお、この情報は「農業委員会」のホームページにて広く公表を致しております。

会 長

はい、有り難うございました。  
この案件は報告事項となりますのでこれにて一応終了となりますが、意見や質問のある方は、お受けを致しますが如何でしょうか。

「異議無し」

会 長

宜しいでしょうか。

「異議無し」

会 長

それでは続きまして、「議第7号 農業生産法人の報告等について」を議第とし、事務局に説明を求めます。

事務局  
(可児義昌)

はい、それでは「議第7号 農業生産法人の報告について」説明を致します。

これは、「農地法」の定めにより報告が義務付けられておるものであります。

資料の27頁をご覧ください。

資料27頁にもありますとおり、

事務局  
(可児義昌)

以上です。

会長

はい、有り難うございました。  
なお、この案件も報告事項となりますのでこれにて終了となりますが、意見や質問のある方は、ありましたらお伺いしますが如何でしょうか。

「異議無し」

会長

宜しいでしょうか。

「異議無し」

会長

はい、それでは以上をもちまして、本日の「議第1号」から「5号」の案件につきまして全て「承認」及び「許可」を頂きました。  
また、「議第6号」から「7号」につきましては、事務局より報告をさせて頂きました。  
委員各位には、長時間にわたり慎重なる審議と活発なるご意見を賜り有り難うございました。

これにて、「平成23年度 第6回 農業委員会総会」を閉会致します。  
これよりは、事務局において事務連絡と冒頭お願いをしました「農業委員会研修会」が計画されておりますので、引き続き宜しくお願い致します。

事務局長

有り難うございました。  
オブザーバーであります、JAさん、普及員の神野さん何かご意見等ありましたら、ご連絡等如何でしょうか。

宜しいでしょうか。  
どうも、有り難うございました。  
では、事務局の方から連絡を致します。  
宜しくお願いをします。

事務局  
(亀山一美)

ご苦労様でございます。  
時間の事もありますので、手短に説明とお願いをさせていただきますので、宜しくお願いをします。  
先程来の「農地法第3条」の「許可」の関係でございますが、特に資料等ございませんが、4月1日以降の次回からの総会以降につきましては、全てこの「農業委員会総会」が決定権を持つ「権限委譲」がなされますので、ご理解を頂きたいと思います。  
本日までは、「町外者」七宗町以外の方が「譲受人」となる場合には、「岐阜県知事」が「許可権者」となっておりましたので、「承認」し「県」へ送っておりましたが、次回からは「七宗町農業委員会」が「許可権者」となりますので、宜しくお願ひ致します。  
これは、去年の8月に公布をされました「第2次地域主義主権一括法」が本年4月1日から施行され「農地法」及び「農地法政省令の一部改正」によりまして、「農地法第3条」に基づく市町村区域外の農地又は採草放牧地の権利移動の「許可」事務につきましては、都道府県知事より「各農業委員会」に「権限委譲」されます。  
よって、次回4月開催の農業委員会総会からの「農地法第3条」に係る審議につきましては、全て「本農業委員会」の判断となりますので、なお一層の慎重なる審議と判断をお願い致します。  
それでは、これにて終了し連絡事項に入りますので、引き続き宜しくお願ひ致します。

会議の経過を記載し、相違無いことを証する為ここに署名する。

議事録署名者

農業委員署名

印

議事録署名者

農業委員署名

印